



共同研究事業の募集について(ご案内)

平成 23 年 4 月 15 日

特定非営利法人つくば臨床検査教育・研究センター

特定非営利活動法人 つくば臨床検査教育・研究センター(以下「本法人」という。)では、臨床検査の測定及び診療技術の向上を目的とした研究テーマを中心に共同研究事業を実施するため、医療に関わる全国の教育機関・医療機関・民間企業等を対象に、以下の要領で広く募集します。

記

1. 共同研究事業の範囲

臨床検査の測定及び診断技術の向上プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)で保管している、ヒト及びヒト由来の試料を対象として行う研究とします。

2. 利用施設

共同研究室は、入退室管理を施したオープンラボを3室設けており、通常の臨床検査業務とは分離した環境で研究を行えるよう整備されており、研究事業の場として提供します。

1 Fフロア 略図



共同研究室1：約32㎡、共同研究室2：約35㎡、共同研究室3：約25㎡

3. 試料の詳細

- (1) 血液、血清、髄液、尿（すべて-80℃保管）
- (2) 成人を対象とする（未成年の検体は取り扱わない）
- (3) 重篤な疾病の原因となる病原体の感染について陽性でないもの（肝炎ウイルスは除く）
- (4) 検体の情報
 - 病気の種類
 - 匿名
 - 性別
 - 年齢
 - 既往歴（これまでにかかった病気）
 - 投薬歴（どのような薬を摂取したか）
 - 検査情報（診療中に実施した検査結果） など

※検体（試料）は、被験者から研究利用について文書による同意が得られているものに限り、

当センター内で測定した診療後の検体を長期間保管できるよう専用容器に分注し、匿名化したバーコードを付与して凍結（-80℃）保存したものを無償で提供します。ただし、試料の採取・維持・管理および配布に必要な経費を徴収（5.施設使用料等に含まれている）します。

※試料の使用はつくば臨床検査教育・研究センター内に限定することとし、本施設からの分与は行いません。

※試料の提供は試料提供契約（MTA：Material Transfer Agreement）により締結します。

4. 研究期間

平成28年3月31日までの間で、希望する研究期間を月単位で設定できます。ただし、共同研究室の利用状況により、研究開始時期等がご期待に添えない場合があります。

5. 施設使用料等

1ヶ月あたりの施設使用料等は、1㎡当たり4万6千円（消費税別）が基準単価となります。

なお、個別の契約においては、個室の光熱水料金は実費負担となります。また、試料の使用量・機器等の使用に応じで、増減することがあります。

6. 募集方法

- (1) 募集期間

随時募集を行っておりますが共同研究室の空き状況により審査が行われます。

- (2) 特に説明会は開催しませんが、応募にあたり説明が必要であれば、個別対応しますので申し出てください。

(3) 応募書類は、以下の通りです。

- ① TMER 研究計画審査申請書
- ② TMER 倫理審査申請書
- ③ 研究計画書
- ④ 当該研究計画に対する所属機関の倫理委員会の承認書（写）＊研究計画書を含む

(4) 提出部数 各2部

下記の提出先に郵送、または持参して下さい。応募書類は原則として返却しません。

7. 提出先

〒305-0005 茨城県つくば市天久保2-1-17

NPO法人 つくば臨床検査教育・研究センター 事務局

TEL: 029-850-1050 FAX: 029-856-5226

E-mail tmer.jimukyoku@estate.ocn.jp

ホームページ: <http://www.tmer.or.jp/>

8. 審査方法

(1) 本法人に設置されている、臨床検査の測定及び診療技術の向上プロジェクト研究計画審査委員会および倫理委員会で審査します。

さらに、筑波大学附属病院または筑波大学人間総合科学研究科の医の倫理委員会で審査します。

(2) 申請者は各委員会に出席し、研究計画等について説明するとともに意見を述べることができます。

(3) 審査結果は、本法人から申請者に通知します。

(4) 審査結果に異議がある場合は、再度の審査を請求することができます。

(5) 審査の結果、共同研究事業として認められたものは、前記4.研究期間内において有効です。

9. 契約書の作成

共同研究契約書を作成し、締結します。

10. 研究成果の公開

試料の提供を受けた研究機関は、本プロジェクトに1年毎に研究経過を報告し、研究終了後は速やかに研究実施経過・終了報告書を提出しなければなりません。報告書に基づき、譲渡した試料が適正に使用されているか否かを審査します。

11. 研究計画の変更・中止

提供した試料が有効に活用できるよう、研究計画の変更が認められます。やむを得ない事情により研究を中止することもできます。